

磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー運營業務委託に係るプロポーザル  
実施要領

令和6年12月

磐田市健康福祉部福祉相談課

—目次—

1	目的・趣旨	1
2	内容	1
3	スケジュール	1
4	参加資格	2
5	質問書の提出及び回答	2
6	参加意思確認	2
7	辞退届の提出	3
8	企画提案書等の提出	3
9	審査及び審査基準	3
10	結果通知	4
11	契約	4
12	その他の事項	4
13	問い合わせ先	5

## 1 目的・趣旨

本市では、磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）に、軽食や飲料等の提供を行う喫茶コーナーを設置する。

喫茶コーナーは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者を運営する法人に委託する。

本要領は、喫茶コーナー運營業務委託に係るプロポーザルの実施及び参加方法について必要な事項を定め、障がいのある方の自立を効果的に支援できる体制を持つ事業者を求める。

## 2 内容

以下の運營業務を委託する法人を募集する。

### (1) 設置場所等

静岡県磐田市国府台57番地7

磐田市総合健康福祉会館（iプラザ） 1階 約150㎡（別紙平面図のとおり）

### (2) 業務内容

別添「磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー運營業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

業務委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とし、契約は単年度毎に締結する。

### (4) 運営財源等

委託料予定額 0円

施設利用料 免除

※委託期間中の3年間は原則委託料の増減はないものとする。

## 3 スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始・質問受付	12月19日(木)	ホームページ掲載
② 質問書提出期限	12月27日(金)まで	電子メール
③ 質問回答	1月8日(水)まで	ホームページ掲載
④ 参加表明書提出期限	1月10日(金)まで	電子メール
⑤ 辞退届提出期限	1月15日(水)まで	電子メール
⑥ 企画提案書提出期限	1月17日(金)まで	電子メール
⑦ 選定委員会(プレゼンテーション)	1月24日(金)	
⑧ 審査結果の通知	1月末まで	電子メール

#### 4 参加資格

応募の資格がある者は、本委託業務を効果的かつ効率的に行うことができる法人であり、以下の(1)から(5)までの全ての条件を満たす者であること。

- (1) 障害者総合支援法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち、就労移行支援又は就労継続支援の事業所を磐田市内に有していること。(令和6年12月1日時点)
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条に基づく飲食店営業の営業許可を受けている又は営業日までに営業許可が受けられること。ただし、喫茶コーナー運営にあたって営業許可を必要としない形態を取る場合は不要とする。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからエまでのいずれにも該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始後の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者。
  - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者。(同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
  - エ 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村税及び磐田市税の滞納がある者。
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

#### 5 質問書の提出及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式第2号)を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年12月27日(金)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出方法 提出先へ電子メールで送付すること。
- (3) 回答方法 質問書の回答は令和7年1月8日(水)午後5時15分までに、質問者を特定する部分を除き、全て市のホームページに掲載する。

#### 6 参加意思確認

参加資格の要件を満たした者で業務への参加を希望する場合は、参加表明書(様式第1号)を提出すること。提出がない場合はプロポーザルに参加することができないものとする。

る。

- (1) 期 限 令和7年1月10日(金)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出方法 提出先へ電子メールで送付すること。

## 7 辞退届の提出

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届(自由様式)を提出すること。

- (1) 期 限 令和7年1月15日(水)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出方法 提出先へ電子メールで送付すること。

## 8 企画提案書等の提出

企画提案書等については、以下のとおり提出すること。

- (1) 期 限 令和7年1月17日(金)午後5時15分まで(必着)

- (2) 提出書類

- ア 企画提案書(様式第3号)
- イ 事業計画書(様式第4号)
- ウ メニュー・サービス等計画書(様式第5号)
- エ 収支計画書(様式第6号)
- オ 法人の履歴事項全部証明書
- カ 法人の令和5年度収支決算書
- キ 磐田市暴力団排除条例の規定に該当しない旨の誓約書(様式第7号)

- (3) 提出にあたっての留意点

提出先へ電子メール添付で送付すること。

- (4) 電子データ提出における注意事項

提出するデータのファイル形式は、原則として、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又は PDF 形式とすること。(これに抛りがたい場合は、本市まで申し出ること)。本市は 10MB を超える電子データを受信できないため、10MB を超える場合には、メール件数を分けて送信すること。なお、電子データの分割等をして も 10MB を超える場合は、本市に連絡すること。

メールアドレス : shogaifukushi@city.iwata.lg.jp

## 9 審査及び審査基準

【別表】選定評価項目に基づき、市が別に定める「磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー運営業務委託法人選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が定める基準点(100点満点とし60点以上)を満たしたもののうち最高得点を得たものを、審議のうえ優先交渉権者として選定する。

- (1) 審査方法

審査は、選定委員会が行う。なお、優先交渉権者の選定にあたっては、【別表】選定評

価項目に基づき、競争性と透明性の確保に十分に配慮し、事業計画書、事業の実施能力等を評価採点する。

## (2) 選定委員会

### ア 開催日時及び場所

日時：令和7年1月24日(金)

場所：磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）2階 ふれあい交流室1

### イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分

審査委員からの質疑 10分

※応募者数により、変更する場合がある。

### ウ 注意事項

(ア) 正式な開催時間及び開催場所は、後日企画提案者に文書で通知する。

(イ) プレゼンテーションを行う者は、原則、企画提案者の法人役員又は職員とし、それ以外の者を参加させる場合はあらかじめ申し出ること。なお、入室できる者は1法人あたり5名までとする。

(ウ) プレゼンテーションは、原則、事前に提出された書類によるものとする。選定委員会へのパワーポイントの持ち込みは可とするが、内容は事前に提出された書類の内容と同じものまたは補足するものに限る。

(エ) 他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(オ) 欠席又は指定時間に遅れた場合には、失格とする。

(カ) プロジェクター及びスクリーンは、市が用意する。

### エ 審査項目及び評価内容

【別表】選定評価項目のとおり

## 10 結果通知

審査結果は、令和7年1月末日までに参加者へ文書で通知する。なお、結果に対する問い合わせには応じない。

## 11 契約

優先交渉権者と市は随意契約による委託契約を締結する。

また、優先交渉権者選定後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

## 12 その他の事項

(1) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法及び維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

(2) 提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者

の提出書類を自由に使用できるものとする。

- (3) 提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、軽微なものは除く。その場合は事前に市の許可を得ること。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) 郵送等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 参加表明者が1者であっても、選定委員会を開催し、企画提案の評価を実施したうえで基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
  - イ 提出された書類の内容に虚偽があった場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 実施要領に違反すると認められる場合
  - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
  - カ 選定委員会が不適格と認めた場合
  - キ その他、市があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 業務の引継ぎ等
  - ア 業務の引継ぎは、令和7年3月1日から令和7年3月31日までに行うものとする。現在の受託者は、新たな受託者へ必要な情報を提供し、指定した期間内で円滑に引継ぎを行うこととする。
  - イ 新たな受託者は、原則令和7年4月1日に営業を開始するものとする。ただし、設備の改修等で準備期間が必要な場合は市の許可を得ること。なお、営業のための準備等にかかる費用は、新たな受託者の負担とする。
- (11) 選定委員会の審査後、優先交渉権者は営業日までに磐田市物品製造等入札参加資格者名簿の「73 その他委託 11 飲食売店業務」に登録すること。

### 13 問い合わせ先及び書類提出先

〒438-0077

静岡県磐田市国府台57-7 磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）3階

磐田市健康福祉部福祉相談課障がい福祉グループ

担当：大平

電話：0538-37-4919

FAX：0538-36-1635

Eメール：shogaifukushi@city.iwata.lg.jp